

緊急経営資金に関する質問		回答
A：緊急経営資金の内容の制度について		
1	区が融資してくれるのか。	足立区が直接事業者に融資を行うものではありません。 区が、区と契約する金融機関宛にあっせん書を発行し、東京信用保証協会の審査を経て、金融機関から融資を受ける制度です。 区のあっせんを受け、融資が実行されると東京信用保証協会に支払う信用保証料の補助及び金融機関に支払う利息の全部または一部の補助を受けることができます。
2	東京信用保証協会とは何か。	東京信用保証協会は、「信用保証協会法」に基づく公的機関であり、事業経営に取り組んでいる中小企業のお客さまが金融機関から事業資金の融資を受けるとき、保証人となって借入れを容易にする機関です。
3	信用保証料とは何か。	東京信用保証協会に保証人になってもらう代わりに支払う金額です。
4	信用保証料の補助はあるのか。	緊急経営資金については、区が全額補助をします。（借換資金を除く）
5	融資申し込みに保証人は必要か。	区のあっせん申し込み時には必要ありません。 ただし、東京信用保証協会や金融機関の審査の中で必要になる場合があります。
6	いくらまで申し込みできますか。	1企業あたり、1,000万円まで申し込みができます。
7	複数の金融機関でそれぞれ1,000万円申し込みができますか。	1企業あたり、合計で1,000万円まで申し込みができます。 申込期間内であれば、A銀行で500万、B信用金庫で500万と別々に申し込みすることができます。ただし、申込書等それぞれ書類が必要となります。
8	返済期間は何年ですか。	区では最大10年間、返済希望期間をとることができます。
9	返済期間のうち元金返済の据置期間はとれますか。	元金の据置を申し込みすることができます。ただし、東京信用保証協会や申込先金融機関の審査により、決定されます。

10	金利は何%か。	融資実行金利は、申込金融機関ごとに異なります。
11	金融機関に支払う利子に対する補助はあるのか。	緊急経営資金は、金融機関に支払う利子に対する補助（利子補給）をします。
12	利子補給はどの程度してくれるのか。	返済期間のうち最大5年間補助が受けられます。当初一年間は、3%を上限に全額補助。2年目から5年目までは、貸付利率の2/3（上限1.6%）の補助が受けられます。
13	団体信用保険の加入は必要か。	区のある時では必要ありません。 ただし、東京信用保証協会や金融機関の審査の中で必要になる場合があります。
14	申し込みできる資金用途はなんですか。	諸経費支払い、材料、外注費等を支払うための運転資金並びに借換資金を申し込みすることができます。

B：緊急経営資金の申込要件・申込方法について

1	申込要件はありますか。	<p>主な要件は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 1年以上継続して事業を営んでいること ② 足立区内に1年以上住所（法人は本店または支店登記）を有すること ③ 保証協会の保証業種を営み、営業に関し必要な許認可を受けていること ④ 区民税（法人住民税）その他税金の未申告・滞納がないこと ⑤ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年2月から融資あっせん申込月の前月までの間で、売上高実績が前年同月と比較して1円以上減少している月が1か月でもあること
2	創業して間もないが、緊急経営資金は申し込みできますか。	1年以上継続して事業を営んでいる必要があり、緊急経営資金は申込できません。 ただし、創業資金で申し込みできる場合があります。詳しくは担当課までお問合せください。
3	個人事業主でも申し込みできますか。	要件を満たし、必要書類が揃っていれば申し込みは可能です。
4	申し込みは誰が行けばいいですか。	原則、代表者の方に窓口に来ていただいています。 ただし、区と契約をしている金融機関の代理申請も受け付けております。代理で来ていただけるかはお取引のある金融機関にお問い合わせください。

5	申し込みには、予約が必要ですか。	予約は必要ありません。 受付で番号札をお渡ししております。ご連絡先を記載いただける方につきましては、受付番号が近づいてきましたらお電話でお知らせします。
6	個人事業主ですが、自宅は区内、事業所（お店）は区外にあります。申し込みできますか。	個人事業主であれば、住民票が足立区にあれば、お店は区外でもお申し込みできます。
C：必要書類について		
1	個人事業主で必要な書類は何がありますか。	① 足立区融資申込書（要実印） ※区の窓口にございます。 ② 当該年度における納期到来分の区民税の領収書、納税証明書原本または引落口座の通帳原本 ③ 直近の確定申告書の控え（一式）※税務署の受付したことの証明が必要 ④ 住民票原本（直近3か月以内に発行されたもの） ⑤ 売上高申告書（試算表、決算書等、売上減少がわかる書類を添付） ⑥ 委任状（金融機関が代理で申し込む場合）
2	融資申込書はどこにありますか。	融資申込書は、区（本庁舎南館4階企業経営支援課）窓口または足立区融資取扱金融機関の窓口にございます。
3	実印を持っていく必要はありますか。	必要書類に押印し、不備がなければ必要ありません。 ただし、訂正が必要な場合実印による訂正が必要になる場合があります。
4	本年度の区民税が非課税の場合はどうしたらいいですか。	課税証明書（原本）をお持ちください。
5	特別区民税を口座引落しで納めているため、納付書がありません。どうすればよいですか。	引落口座の通帳原本をお持ちいただくか、納税証明書（原本）が必要になります。
6	令和元年度の確定申告が完了していなくても申込ができますか。	確定申告の申告期限が令和2年4月16日（木）まで延長されています。 上記納付期限内までは、前年度（平成30年度）の確定申告書の控えをお持ちください。
7	確定申告を電子申告で行っており、税務署の收受印はありません。どうしたらよいですか。	電子申告の方は、税務署から返信されたメール（「メール詳細」「受信通知」等）を印刷したものをお持ちください。
8	法人で必要な書類は何がありますか。	① 足立区融資申込書（要実印） ※区の窓口にございます。 ② 法人都民税（予定納税を含む）の領収書または納税証明書原本 ③ 直近の決算書（一式）※税務署の受付したことの証明が必要 ④ 履歴事項全部証明書（最近3か月以内に発行されたもの） ⑤ 売上高申告書（試算表、決算書等、売上減少がわかる書類を添付） ⑥ 委任状（金融機関が代理で申し込む場合）

9	提出した書類は返してもらえますか。	売上高申告書（添付資料含む）と委任状以外は原則返却をいたします。 なお、必要に応じてコピーを取らせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
10	平成31年度の融資申込書は、4/1以降受け付けてくれますか。 4/1以降に持ち込む融資申込書は令和2年度でないといけませんか。	記入日が3月中の日付であれば、4月以降に31年度の融資申込書をお持ちいただいても受付いたします。4/1以降に記入いただく場合は、令和2年度の融資申込書をお使いください。
11	法人住民税の領収書は、中間で払った分と確定で払った分がある。 確定分だけお持ちすればいいか。	中間で払ったものも確定で払ったものもお持ちください。 ※決算書の別表5(二)に記載のある、都民税の金額をすべて納付してあることを確認するため、決算書の金額とあうように領収書をお持ちください。 そろわなければ、納税証明書をお取りください。
D：売上高申告書について		
1	売上高申告書には何月の売上を書けばよいですか。	3月現在、令和2年2月の売上高と平成31年2月の売上高の記入が必要です。 なお令和2年2月の売上高が平成31年2月の売上と比べて1円でも下がっていることが必要です。
2	売上減少の確認は売上高申告書だけでよいですか。	売上高申告書に記載いただいている数字の疎明資料として、決算書（法人概況説明書）、試算表、売上帳、伝票（請求書、納品書、領収書等）等の提出が必要です。詳しくは担当課までお問合せください。
3	売上の管理を通帳で行っており帳簿がありません。どうしたらよいですか。	対象月が記載されている通帳原本をお持ちいただき、売上（入金）箇所の特定ができる場合には、申込できる場合があります。詳しくは担当課までお問合せください。
4	売上の管理は顧問税理士が行っており、手元に売上帳がありません。どうしたらいいですか。	売上高申告書に顧問税理士の名前・押印・記入日の記載があれば売上帳等がなくても受付することが可能です。詳しくは担当課までお問合せください。

5	<p>ここ一年以内に飲食店等で店舗を増やしました。事業（会社）全体では売上は増加していますが、一部の店舗では、売上が減少しています。この場合、緊急経営資金のあっせん申込はできますか。</p>	<p>この場合、店舗数は拡大していますが、この資金の本来の目的は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により業績悪化を危惧しての資金です。以下の場合は申込できる場合がございますので、詳しくは窓口にご相談ください。なお、店舗ごとの売上高が分かる資料が必要です。</p> <p>(令和2年3月申込現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年2月の全店舗の売上総額をその時点の店舗数で割った金額が、平成31年2月の全店舗の売上総額をその時点の店舗数で割った金額と比べて、1円でも減少している <p>(例) 令和元年12月に2店舗から3店舗へ、1店舗増加した場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年2月の全店舗の売上総額が3,000万円。3店舗経営。 $3,000 \text{万円} \div 3 \text{店舗} = 1,000 \text{万円} \cdots \text{①}$ (平均売上高) 平成31年2月の全店舗の売上総額が2,500万円。2店舗経営。 $2,500 \text{万円} \div 2 \text{店舗} = 1,250 \text{万円} \cdots \text{②}$ (平均売上高) <p>①が②と比べて平均売上高が250万円減少している。→申込可能</p> <ul style="list-style-type: none"> 新店舗を除いた既存店舗の売上高について、令和2年2月の売上高が平成31年2月の売上高と比較して1円でも減少している (同じ店舗・店舗数同士で比較)
6	<p>4月になったら、2月と3月の2か月分の実績の比較が必要ですか。</p>	<p>申し込みの前月までで、売り上げの下がった月だけ記入ください。 【例】 6月に申し込みされる場合、2月～5月の間で1年前の売り上げが下がった月があれば、その月だけ記入ください。</p>
E：その他		
1	<p>あっせん紹介書はいつまでに金融機関へ持っていけばいいですか。</p>	<p>あっせん紹介書の有効期間は発行日から3か月です。3か月以内に金融機関へ提出してください。</p>
2	<p>あっせん紹介書の有効期間は、融資を受けるまでの期間ですか。</p>	<p>金融機関に持ち込むまでの期間です。</p>
3	<p>あっせん紹介書もらったが、金融機関を変更したい。そのまま別の金融機関へ持ち込んでもいいか。</p>	<p>できません。あっせん紹介書は、金融機関の支店様あてに作成しています。別の金融機関、別の支店あてに変更したいのであれば、既にお渡ししているあっせん紹介書を取下げし、改めて融資あっせん申込みをしていただく必要があります。区が発行したあっせん紹介書等と、申請時にご準備いただいた書類一式を再度お持ちのうえ、改めて区の窓口にお越しください。</p>
4	<p>謄本は履歴事項全部証明書ですか。それとも現在事項全部証明書ですか。</p>	<p>履歴事項全部証明書が必要です。</p>
5	<p>特別区民税・都民税の領収書はコピーでもいいですか。</p>	<p>コピーでも大丈夫です。</p>
6	<p>通帳原本を持っていけないので、金融機関が発行する通帳取引履歴でもいいですか。</p>	<p>借入希望金融機関のものであればいいです。</p>

7	金利は途中で変えてもいいですか。	固定金利なので、融資実行後の金利の変更はできません。
8	利子補給は、据え置きをしたら止まりますか。	据置期間も利子補給はあります。
9	借換えをした場合、先に借りていた融資の信用保証料は返還しなければいけませんか。	区の制度融資を利用して借換した場合、返還していただく必要はありません。 (借換の場合、信用保証料の補助がない代わりに返還を求めています。)
10	個人事業主ですが区外に転居しました。利子補給はどうなりますか。	区外に転出された場合、利子補給は停止します。必ず金融機関へ報告してください。報告が遅れた場合、利子補給金を返還していただく場合があります。
11	4月に融資を申し込みする場合、区民税の領収書はいつの分をお持ちすればよいですか。今年度はまだ納付書がきていません。	昨年度の1～4期分(全期分)をお持ちください。
12	融資あっせんの申込みをしてから、融資実行までどれくらいの期間がかかりますか。	金融機関への融資申し込みの後、信用保証協会での審査があります。信用保証協会を利用した方であれば通常1か月程度で融資を受けることができますが、初回利用の方は少し時間がかかる可能性があります。※緊急経営資金の申し込みが殺到しているため、通常よりもお時間がかかる可能性があります。
13	法人都民税の納税証明書は「その2」を取ればいいですか。	納税証明書の「その2」がつくのは、足立税務署で発行する国税の納税証明書です。法人の方でお持ちいただきたい納税証明書は、法人都民税(都税)の納税証明書です。足立都税事務所で納税証明書を発行してもらってください。